

給水装置工事申込みに伴う利害関係人の同意書等について

令和3年4月に改正された民法（令和5年4月施行）の趣旨に基づき、給水装置工事申込みに伴いご提出いただく書類が変更になりました。

給水装置工事申込みに関係する民法改正の主な改正内容

1. ライフラインの設備の設置・使用権に関する規律の整備

（1）設備設置権（他の土地にライフラインの設備を設置する権利）の明確化

他の土地に設備を設置しなければ電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付を受けることができない土地の所有者は、必要な範囲内で、他の土地に設備を設置する権利を有することを明文化（新民法第213条の2第1項）

（2）設備使用権（他人が所有するライフラインの設備を使用する権利）の明確化

他人が所有する設備を使用しなければ電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付を引き込むことができない土地の所有者は、必要な範囲内で、他人の所有する設備を使用する権利を有することを明文化（新民法第213条の2第1項）

（3）場所・方法の限定

設備の設置・使用の場所・方法は、他の土地及び他人の設備のために損害が最も少ないものに限定（新民法第213条の2第2項）

2. 事前通知の規律の整備

他の土地に設備を設置し又は他人の設備を使用する土地の所有者は、あらかじめ、その目的、場所及び方法を他の土地・設備の所有者に通知しなければならない（新民法第213条の2第3項）

変更内容

新民法第213条の2または第213条の3の適用がある場合において、新民法第213条の2第3項の通知をした旨の誓約書の提出が必要となります。

<新民法第213条の2第3項>

第一項の規定により他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用する者は、あらかじめ、その目的、場所及び方法を他の土地等の所有者及び他の土地を現に使用している者に通知しなければならない。

運用開始日

令和5年4月1日

留意事項

改正された民法の内容をご確認いただき、適切な給水装置工事の施工をお願いします。